

Q ベランダ工事に欠陥 どうすれば

自宅に工事業者の人が来て、自宅のベランダが古くなっているというので作り直す工事をお願いしました。ところが新しいベランダは頼んだ形と全然違うし、かなり傾いており、不安でベランダに出られません。工事をやり直してほしいのですが、どうしたら良いですか。

法律 相談室

ベランダが依頼した形と違ったり、水平であるべきなのに傾いていたりするというのは、欠陥（瑕疵）に当たると考えられます。ベランダ工事のように、誰かに工事を頼んで報酬を支払う約束をする契約を「請負契約」といいますが、請負契約に基づいて工事しても

する時には、他の業者に修理を依頼し、修理代を相手業者に損害賠償として請求することもできます。ただ、他の業者に修理を頼む場合は、ご自身でその修理代を負担し、相手業者に請求することになりますので、注意が必要です。

修理を請求できる欠陥なのかどうかや、契約を解除できるかどうかは個別の状況によって大きく変わります。工事でトラブルになったら、専門機関にご相談ください。

こういったトラブルの相談ができる専門機関として、各弁護士会の法律

修理請求や契約解除

らった物に欠陥がある時には、その工事を引き受けた相手業者に欠陥を直すよう請求することができます。今回の場合は、ベランダの傾きを水平にして、約束した形にするよう請求できます。

また、相手業者が修理しようとしなかったり、その業者に頼みなくなったりしてベランダとして使えない場合には、相手業者との契約を解除して代金を払わないで済むようにしたり、払った代金の返金を請求できたりすることもあります。

今回は相手業者がご自宅を訪問していますので、訪問販売としてクーリングオフができる可能性もあります。

相談や、公益財団法人である住宅リフォーム・紛争処理支援センターの「住まいのダイヤル」、建築士の団体が主催する相談窓口などがあります。どこに相談するかお悩みでしたら、まずはお気軽に千葉県弁護士会へお問い合わせください。

（回答＝高田淳弁護士）



県弁護士会マスコットキャラクター「ちーべん」

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。